

訓令甲第14号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市工事監督規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市工事監督規程

(目的)

第1条 この訓令は、本市の発注する工事の監督について必要な事項を定めることにより、工事の施行の適正な管理を図り、もって工事の品質を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

工事 本市が発注する工事をいう。

契約 工事の請負契約をいう。

監督員 契約に係る神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第53条に規定する監督員をいう。

総括監督員 工事の監督の事務を掌理し、他の監督員を指揮監督する監督員をいう。

主任監督員 工事の監督の事務を主任し、担当監督員を指揮監督する監督員をいう。

担当監督員 総括監督員及び主任監督員以外の監督員をいう。

契約図書 契約書、仕様書、設計書、図面その他契約の履行に必要な書類をいう。

(監督員)

第3条 規則第53条本文の規定による指定は、書面により行うものとする。

- 2 監督員のうち1人は、総括監督員でなければならない。
- 3 監督員のうち1人以上は、主任監督員でなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、主管課長が必要と認めるときは、総括監督員は、主任監督員と兼ねることができる。
- 5 主管課長は、1の工事について2人以上の主任監督員又は担当監督員に分担して監督を行わせるときは、それぞれの監督する内容を定めなければならない。
(監督員の業務)

第4条 監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

契約の相手方に対する契約の履行について必要な指示又は協議

契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の実施

関連する複数の工事の工程その他の事項の必要な調整

工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置の事務手続その他必要と認める事項の処理

前各号に掲げるもののほか、契約図書に定められた事項の処理に関すること。

(施行細目の委任)

第5条 監督員の業務に関し必要な技術的基準その他この訓令の施行に関し必要な事項は、工事を担当する局の長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(工事監督規程の廃止)

- 2 工事監督規程(昭和44年10月訓令甲第3号)は、廃止する。